⑦　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成12年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる以下の㋐及び㋑の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は、平成12年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる以下の㋒及び㋓の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成12年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。

㋐　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または組積造の建築物

㋑　免震化された上部建物のうち、最大の床面積を有する階の床面積が3,000㎡以上であること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

㋒　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または組積造の建築物

㋓　上部建物を免震化する耐震改修工事

ただし、上記㋒、㋓は同一工事であること。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大である者とする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省経審発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体㋑」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期限

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「財務省本庁舎耐震改修⑮建築工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

調　達　予　定

コンピューター製品及びサービスの調達予定の公示

平成27年度当初において判明している80万ＳＤＲ超のコンピューター製品及びサービスの調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ超となるものがあり得ます。

平成27年６月16日　　支出負担行為担当官　衆議院庶務部会計課長　三橋善一郎

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

◎調達機関番号　001　◎所在地番号　13

①14、71、27　②衆議院ＬＡＮ用サーバ機器一式　③借入　④平成27年９月　⑤衆議院庶務部電気施設課契約係　東京都千代田区永田町１－７－１　電話03―3581―5111

①14、71、27　②衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入　③借入　④平成27年８月　⑤衆議院庶務部電気施設課契約係　東京都千代田区永田町１－７－１　電話03―3581―5111

Summary

The House of Representatives

①14, 71, 27　②server equipment for the House of Representatives LAN, 1 set　③Lease　④September／2015　⑤Contract Section, Electric Equipment Division, General Affairs Department, House of Representatives, 1―7―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan. Tel. 03―3581―5111

①14, 71, 27　②House of Representatives Internet session broadcasting system equipment 1 set　③Lease　④August／2015　⑤Contract Section, Electric Equipment Division, General Affairs Department, House of Representatives, 1―7―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan. Tel. 03―3581―5111